

○特別養護老人ホームときわ寮指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程

平成 11 年 12 月 28 日
規程第 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、御坊日高老人福祉施設事務組合（以下「組合」という。）が設置運営する特別養護老人ホームときわ寮（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の生活相談員、看護職員及び介護職員等（以下「短期入所生活介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、施設の短期入所生活介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、施設において入浴、排泄、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の心身の機能を維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、施設の短期入所生活介護員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

4 上記のほか事業の運営にあっては、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 65 号）及び和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 66 号）を遵守する。

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームときわ寮
- (2) 位置 和歌山県日高郡美浜町大字三尾 9 番地

(職員の区分及び定数)

第 4 条 施設に次の職員を置く。ただし、特別養護老人ホームときわ寮指定介護老人福祉施設事業と兼務とする。

- (1) 事業管理者 1 人（常勤）

- (2) 医師 1人(非常勤)
- (3) 事務員 1人(常勤)
- (4) 生活相談員 1人(常勤)
- (5) 介護支援専門員 2人(常勤)
- (6) 介護職員 27人以上
- (7) 看護職員 6人以上
- (8) 管理栄養士 1人(常勤1人)
- (9) 機能訓練指導員 2人(常勤・専従、1人は非常勤・指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業に専従)
- (10) 歯科衛生士 1人(非常勤)

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 事業管理者 施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたる。生活相談員、介護・看護職員については兼務可能とし、併設の施設・事業所の管理者・職員と業務に支障がなければ兼務可能とする。
- (2) 医師 利用者の健康管理、療養上の指導に従事する。
- (3) 事務員 施設の事務に関する業務に従事する。
- (4) 生活相談員 施設に対する指定短期入所生活及び指定介護予防短期入所生活介護の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査などに従事する。
- (5) 介護支援専門員 利用者のケアプランの作成、管理業務等に従事する。
- (6) 介護職員 利用者の介護等に従事する。
- (7) 看護職員 利用者の看護や健康診断等に従事する。
- (8) 管理栄養士 利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて多職種協働により栄養ケアマネジメントを作成し、調理員等に指導を行なながら給食業務に従事する。
- (9) 機能訓練指導員 心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (10) 歯科衛生士 利用者の口腔ケア等に従事する。

(利用者の定員)

第6条 施設の利用者の定員は、20人とする(介護予防サービスを含む)。

2 特別養護老人ホームときわ寮が、一時的に入所定員を満たさない場合、入所者の処遇に支障がない場合に限り、その利用居室の全部又は一部を用いて短期入所及び介護予防短期入所ができるものとする。

(指定短期入所生活介護の内容)

第7条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 日常動作訓練

- (3) 食事・入浴・清拭・排泄等の介護
 - (4) 健康チェック・看護
 - (5) 送迎(有)
 - (6) 栄養管理
 - (7) 夜間看護体制
- (利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービス(現物給付)であるときは、その利用額のうち利用者の負担割合に応じた額とし、法定代理受領サービスでない時は、その全額とする。

2 前項の額のほか、利用者より次の費用の支払を受ける。

- (1) 食費 朝食 185円・昼食 630円・夕食 630円
- (2) 居住費 日額 915円
- (3) 特別な食事の提供費 実費
- (4) 施設が特別に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事 実費

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し同意を得たものに限り徴収する。

5 利用料等について支払が困難な状況が発生した場合は、組合管理者と協議の上減額し、又は免除することができる。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 御坊市
- (2) 美浜町
- (3) 日高町
- (4) 由良町
- (5) 印南町
- (6) みなべ町
- (7) 日高川町

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、施設を利用するに当たっては、入所生活上の日課、ルールを守り、短期入所生活介護員等の指示に従わなければならない。
(緊急時等における対応方法)

第11条 短期入所生活介護員等は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業を実施中に、利用者の症状に急変、感染症等その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業管理者に報告しなければならない。

- 2 施設は、サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に、利用者若しくは代理人に対してその内容等について詳細に説明し、同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を記録しなければならない。
- 3 施設は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止検討委員会を設け、職員への研修の内容、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
 - (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。

(非常災害対策)

第12条 事業管理者は、特別養護老人ホームときわ寮消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、短期入所生活介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
- (2) 繼続研修 年12回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、組合管理者と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規程第1号)

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成14年規程第7号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規程第6号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規程第14号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年規程第3号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 9 号)

この規程は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 26 号)

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年規程第 12 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 6 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 19 号)

この規程は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 5 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規程第 19 号)

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規程第 12 号)

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規程第 3 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年規程第 4 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 5 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 20 号)

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 25 号)

この規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 5 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 17 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 2 号)

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 13 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 21 号)

この規程は、平成 26 年 12 月 3 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 5 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 21 号)

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規程第 4 号)

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年規程第 9 号)

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規程第 3 号)

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年規程第 17 号)

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年規程第 6 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規程第 21 号)

この規程は、公布の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年規程第 5 号)

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規程第 18 号)

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規程第 12 号)

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年規程第 3 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年規程第 9 号)

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年規程第 16 号)

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。